

設置目的・支援の流れ

・ポータルサイトの設置目的

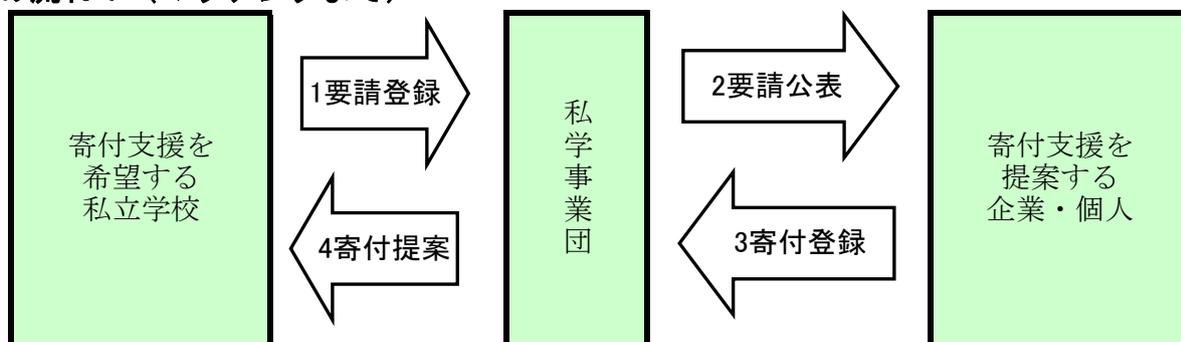
平成23年3月11日に起きた東日本大震災は、被害が甚大で、被災地域が広範にわたるなど極めて大規模なものであるとともに、地震、津波、原子力発電施設の事故による複合的なものでした。このような状況の中で、特に、被災した私立学校等を設置する学校法人においては、これから複数年にわたる復旧・復興を目指さなくてはなりません。私学事業団では、私学支援ポータルサイトを通じて、被災された学校法人のニーズとそれを支援しようとする個人・企業及び学校法人等の寄付要請に応えるために設置するものです。

なお、このサイトを利用するに当たっては、次の点に注意してください。

・利用上の注意点

- 本サイトの利用に当たっては、利用者の責任において行ってください。
- 本サイトは、当事者間で交渉を行っていただくことを前提としております。
- 具体的な受入れ（金額、時期等）は、直接当事者間で調整していただくこととなりますので、要請された寄付支援が必ず実現されるものではありません。
- 営利目的のもの、公序良俗に反するもの及びそれらのおそれのあるもの等は、登録の対象外とします。

・支援の流れ1（マッチングまで）



1. 要請登録

寄付支援を希望する私立学校は、希望登録様式を私学事業団へ送付してください。

（送付方法：電子メール添付・FAX・郵送のいずれか）

2. 要請公表

私学事業団は、私立学校よりの寄付支援要請を受け、HP上に公表します。

3. 寄付登録

寄付支援をされる企業または個人は、公表された支援要請一覧等を基に、私学事業団へ寄付登録様式を送付してください。

(送付方法：電子メール添付・FAX・郵送のいずれか)

※提案の際は、学校を指定してください。

4. 寄付提案

企業または個人の寄付登録を受け、私学事業団より要請のあった私立学校へ寄付の提案連絡をします。

※寄付支援後に、寄付者をホームページにて公表します。

(公表を希望しない場合を除く)

・支援の流れ2（寄付者の税の優遇措置）

寄付者が下記の税の優遇措置を希望する場合は、学校法人と寄付者において、いずれかを選択してください。

ただし、税の優遇措置には利用要件がありますので、ご不明な際は私学事業団へ相談ください。

制 度	学校法人の申請先	寄 付 者	
		法人	個人
東日本大震災による被災施設等復旧寄附	所轄庁	寄附金の全額が損金算入可能	【所得控除額】 = 寄附金額（総所得金額等の80%が上限）－2千円（注1）
私学事業団の受配者指定寄附金	私学事業団寄附金課	寄附金の全額が損金算入可能	【所得控除額】 = 寄附金額（総所得金額等の40%が上限）－2千円
特定公益増進法人への寄附（注2）	所轄庁	【損金算入限度額】（注3） =（資本等の金額×0.25%＋当該年度所得×5.0%）×1/2	【所得控除額】 = 寄附金額（総所得金額等の40%が上限）－2千円
一定要件を満たす学校法人への寄附（注4）	所轄庁	—	【税控除額】（注5） = {寄附金額（総所得金額等の40%が上限）－2千円} ×40%

※所轄庁は、大学・短期大学・高等専門学校では文部科学省、

それ以外の学校では各都道府県となります。

(注1) 震災関連寄附金以外の特定寄附金の額の合計額は、所得金額の40%相当額が限度です。

震災関連寄附金以外の特定寄附金の額の合計額及び震災関連寄附金の額の合計額は、所得金額の80%相当額が限度です。

(注2) 学校法人が特定公益増進法人であることの証明が必要となります。

(注3) 「特定公益増進法人」への寄附の損金算入限度額を超える部分の金額は、「その他の法人等」への寄附として損金算入ができます。

法人よりの「その他の法人等」への寄附に係る優遇措置：

$$\text{【一般の損金算入限度額】} = (\text{資産等の金額} \times 0.25\% + \text{当該年度所得額} \times 2.5\%) \times 1/2$$

(注4) 次の2つの要件を満たして、所轄庁の証明を受けた学校法人への寄附が対象となります。

① 総収入金額に占める寄附金の割合が1/5以上であること、または年度の寄附金額が3,000円以上である寄附者が年平均100人以上であること。

② 認定NPO法人の認定要件と同程度の情報公開を行っていること。

(注5) 所得税額の25%が限度になります。

※私学事業団の受配者指定寄付金制度を利用する場合

私学事業団を通しての寄付は、税制上の優遇措置が認められており、法人であれば法人税法上で全額を損金に算入することができます。

個人の寄付の場合も税制上の優遇措置があります。

※寄付を受ける学校が制度利用要件を満たしている必要があります。

詳細については、下記を参照ください。

私学事業団ホームページ 受配者指定寄付金「寄付金事務の手引」(概要)

→ http://www.shigaku.go.jp/s_kihu_gaiyo.htm